



平成 14 年 7 月 26 日

各 位

シグマ光機株式会社
代表取締役社長 杉山茂樹
(登録銘柄・コード7713)
問い合わせ先 取締役管理本部長
菊池健夫
TEL 03-5638-8221

ストックオプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 14 年 7 月 26 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションを目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 14 年 8 月 28 日開催予定の当社第 27 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループに対する経営参画意識を高め、業績向上に対する貢献意欲や士気を喚起することを目的として、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対して以下の 2.に記載の発行要領に基づき新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 200,000 株を上限とする。

各新株予約権の目的たる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、1,000 株とする。

なお、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し(1 株未満の端数は切捨て)、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日後、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

(2) 新株予約権の総数

200 個を上限とする。

(3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

払込価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)に日本証券業協会が公表する当社普通株式の最終価格(以下、「最終価格」という。)の平均値(最終価格のない日を除く。)に 1.025 を乗じた金額(1 円未満の端数は切り上げ)、又は発行日の最終価格(当日に最終価格がない場合は、それに先立つ直近日の最終価格)のいずれか高い金額とする。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整する。

①当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

②当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使ならびに「商法等の一部を改正する等の法律」(平成 13 年法律第 79 号)施行前の商法第 210 条ノ 2 の規定に基づき付与された株式譲渡請求権の行使の場合を除く。)は、次の算式により払込価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

③当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

(5)新株予約権の行使可能期間

平成 16 年 9 月 1 日から平成 19 年 8 月 31 日まで

(6)その他の新株予約権の行使の条件

①各新株予約権の一部行使はできないこととする。

②その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(7)新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記内容は、平成 14 年 8 月 28 日開催予定の当社第 27 回定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上